

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

医療機関の休日及び夜間勤務の適正化に係る当面の監督指導の進め方について

医療機関における休日及び夜間勤務の適正化については、平成 14 年 3 月 19 日付け基発第 0319007 号「医療機関における休日及び夜間勤務の適正化について」及び平成 14 年 11 月 28 日付け基監発第 1128001 号「医療機関における休日及び夜間勤務の適正化の当面の対応について」（以下「第 1128001 号通達」という。）に基づき推進しているところであるが、当面、下記のとおり監督指導を行うこととしたので遺憾なきを期されたい。

記

1 対象事業場について

常時使用する労働者が 50 人以上の医療機関であって、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 第 1128001 号通達に基づき提出を求めた改善に係る報告書（以下「改善報告書」という。）の提出がなされていないもの（宿日直勤務が行われていないことが確認されたものを除く。）
- ② 宿日直勤務の実態が、労働基準法第 41 条及び労働基準法施行規則第 23 条に基づく許可（以下「宿日直許可」という。）の基準や許可書の附款の範囲を著しく超えているものであって、改善報告書の「4 改善計画の具体的内容（1）最終的な改善時期」について、改善が不能若しくは困難とするもの又は同欄に何らの記載がないもの

2 措置等について

- (1) 監督指導の結果、法違反が認められる場合には、所要の措置を講じること。

ただし、宿日直許可を受けている事業場について、別添 1 の専用の指導文書（以下「専用指導文書」という。）の「改善を要する事項」に該当する実態が認められる場合には、専用指導文書により指導すること。

なお、本件監督指導においては、次の①から③に掲げる実態が常態的であるものを専用指導文書の「改善を要する事項」の 2 に該当するものとして取り扱うこと。

- ① 1 か月における宿日直勤務中に救急患者に医療行為を行った日数が 8 日ないし 10 日である医療機関の場合には、救急患者の対応等に要した時間（宿日直勤務として想定されている業務以外の業務に従事した時間をいう。以下同じ。）が、宿日直勤務者一人についておおむね 3 時間を超えるもの
- ② 1 か月における宿日直勤務中に救急患者に医療行為を行った日数が 11 日ないし

15日である医療機関の場合には、救急患者の対応等に要した時間が、宿日直勤務者一人についておおむね2時間を超えるもの

- ③ 1か月における宿日直勤務中に救急患者に医療行為を行った日数が16日以上である医療機関の場合には、救急患者の対応等に要した時間が、宿日直勤務者一人についておおむね1時間を超えるもの
- (2) 監督指導に当たっては、当直日誌、患者受付簿等によりできる限り正確に宿日直勤務の実態を把握するよう努め、実態の把握が十分に行えない場合には、当該医療機関に対し、1か月間の宿日直勤務の実態を把握し、別添2の「宿日直勤務実態報告書」により提出するよう求めること。
- (3) 専用指導文書を交付した場合には、当該文書により改善を指導した事項に係る改善のための計画を、当該文書を交付した日からおおむね1か月以内に報告するよう指導すること。

なお、専用指導文書により改善を指導した事項に係る改善の期限については、おおむね3月を目途としているところであるが、当該地域、診療科等において医師等が不足している等この期限内に改善を図ることが難しい特段の事情がある場合には、当該事情及び当該事情に応じた改善への取組の方針、方法等について、できるだけ具体的な記述をした報告書の提出を求めた上で事案ごとに適切に対応すること。また、この場合には、一定期間ごとに改善経過を報告するよう求めること。

3 改善のための指導について

- (1) 監督指導を実施し、専用指導文書を交付した場合には、その円滑な改善を促進する観点から、以下の例を参考とし、懇切丁寧に指導すること。
 - ① 救急患者への対応等が頻繁に行われる一部の時間帯（終業時刻に近接した夜間の早い時間帯等）の勤務については、宿日直勤務の対象から除外し、変形労働時間制の活用や始業・終業時刻の変更等により所定労働時間の中に組み込むか、これが難しい場合には法定の時間外・休日労働として取り扱い36協定の締結・届出、割増賃金の支払等を適正に行うこと
 - ② 救急患者への対応等が頻繁に行われる一部の診療科、職種等については、宿日直勤務の対象から除外すること
 - ③ 輪番制等により救急医療を行う場合であって、当番日においては救急患者への対応が頻繁に行われるときは、当該日の勤務については、宿日直勤務の対象から除外すること
 - ④ 宿日直勤務に従事する者の範囲を見直し、宿日直勤務に従事する者を増やすことにより、宿日直勤務に従事する回数を減らすこと
 - ⑤ 1回の宿日直勤務における勤務者の数を増やすことにより、勤務者1人当たりの救急患者への対応等を減らすこと
 - ⑥ 交替制を導入すること
- (2) 当該医療機関における宿日直の勤務実態からみて宿日直許可を受けるための申請が行われれば許可を行い得るものと認められる場合には、その旨説明すること。
- (3) 本対策に係る許可の取消については、今後さらに検討の上改めて指示することとしていること。

殿

労働基準監督署
担当官職氏名

宿日直勤務の適正化について

貴事業場が許可を受けて実施している宿日直勤務について、下記「職種」欄にレ点が付されている職種については、「改善を要する事項」欄に記載された実態となっていますので、改善が必要です。つきましては、その改善のための具体的な計画を平成 年 月 日までに報告してください。

なお、改善計画については、おおむね3か月を目途に改善を行う内容としてください。

記

職 種				改 善 を 要 す る 事 項
医	看	事	他	
				1 宿日直勤務が通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものとなっていないこと。
				2 夜間・休日に従事する業務について、突発的な事故による応急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等があり、あるいは医師が看護師等にあらかじめ命じた措置を行わしめる等昼間と同態様の労働に従事することが稀でないこと。
				3 宿直の回数が週1回の原則を超えていること。
				4 日直の回数が月1回の原則を超えていること。

※ 「職種」欄の「医」は医師、「看」は看護師、「事」は事務員、「他」はそれ以外の職種をいいます。

職種	医師	看護師	事務員	その他()
○印				

宿 日 直 勤 務 実 態 報 告 書

医療機関名：
 専門部門名：

○ 宿日直勤務の各日において行われた業務の実績について、「宿日直勤務実態報告書記入要領」を参考として記入してください。

1 宿直における勤務実態(開始時刻: 時 分、終了時刻: 時 分)

		17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00
月	宿日直許可の対象となる業務																	
	上記以外の業務																	
	休憩、睡眠																	
日	時間合計	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計: 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間: 時間 分)																
月	宿日直許可の対象となる業務																	
	上記以外の業務																	
	休憩、睡眠																	
日	時間合計	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計: 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間: 時間 分)																
月	宿日直許可の対象となる業務																	
	上記以外の業務																	
	休憩、睡眠																	
日	時間合計	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計: 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間: 時間 分)																
月	宿日直許可の対象となる業務																	
	上記以外の業務																	
	休憩、睡眠																	
日	時間合計	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計: 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間: 時間 分)																
月	宿日直許可の対象となる業務																	
	上記以外の業務																	
	休憩、睡眠																	
日	時間合計	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計: 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間: 時間 分)																
月	宿日直許可の対象となる業務																	
	上記以外の業務																	
	休憩、睡眠																	
日	時間合計	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計: 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間: 時間 分)																
月	宿日直許可の対象となる業務																	
	上記以外の業務																	
	休憩、睡眠																	
日	時間合計	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計: 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間: 時間 分)																

		17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00
月	宿日直許可の対象となる業務																	
	上記以外の業務																	
	休憩、睡眠																	
日	時間	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計: 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間: 時間 分)																
月	宿日直許可の対象となる業務																	
	上記以外の業務																	
	休憩、睡眠																	
日	時間	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計: 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間: 時間 分)																
月	宿日直許可の対象となる業務																	
	上記以外の業務																	
	休憩、睡眠																	
日	時間	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計: 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間: 時間 分)																
月	宿日直許可の対象となる業務																	
	上記以外の業務																	
	休憩、睡眠																	
日	時間	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計: 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間: 時間 分)																
月	宿日直許可の対象となる業務																	
	上記以外の業務																	
	休憩、睡眠																	
日	時間	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計: 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間: 時間 分)																
月	宿日直許可の対象となる業務																	
	上記以外の業務																	
	休憩、睡眠																	
日	時間	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計: 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間: 時間 分)																
月	宿日直許可の対象となる業務																	
	上記以外の業務																	
	休憩、睡眠																	
日	時間	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計: 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間: 時間 分)																
月	宿日直許可の対象となる業務																	
	上記以外の業務																	
	休憩、睡眠																	
日	時間	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計: 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間: 時間 分)																

		17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	
月	宿日直許可の対象となる業務																		
	上記以外の業務																		
	休憩、睡眠																		
日	時間の合計	「上記以外の業務」の時間の合計： 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計： 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間： 時間 分)																	
月	宿日直許可の対象となる業務																		
	上記以外の業務																		
	休憩、睡眠																		
日	時間の合計	「上記以外の業務」の時間の合計： 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計： 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間： 時間 分)																	
月	宿日直許可の対象となる業務																		
	上記以外の業務																		
	休憩、睡眠																		
日	時間の合計	「上記以外の業務」の時間の合計： 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計： 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間： 時間 分)																	
月	宿日直許可の対象となる業務																		
	上記以外の業務																		
	休憩、睡眠																		
日	時間の合計	「上記以外の業務」の時間の合計： 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計： 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間： 時間 分)																	
月	宿日直許可の対象となる業務																		
	上記以外の業務																		
	休憩、睡眠																		
日	時間の合計	「上記以外の業務」の時間の合計： 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計： 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間： 時間 分)																	
月	宿日直許可の対象となる業務																		
	上記以外の業務																		
	休憩、睡眠																		
日	時間の合計	「上記以外の業務」の時間の合計： 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計： 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間： 時間 分)																	
月	宿日直許可の対象となる業務																		
	上記以外の業務																		
	休憩、睡眠																		
日	時間の合計	「上記以外の業務」の時間の合計： 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計： 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間： 時間 分)																	
月	宿日直許可の対象となる業務																		
	上記以外の業務																		
	休憩、睡眠																		
日	時間の合計	「上記以外の業務」の時間の合計： 時間 分、「休憩、睡眠」の時間の合計： 時間 分(うち連続した最長の睡眠時間： 時間 分)																	

2 日直における勤務実態(開始時刻: 時 分、終了時刻: 時 分)

		8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	
月	宿日直許可の対象となる業務																		
	上記以外の業務																		
	休憩、睡眠																		
日	時間	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分																	
月	宿日直許可の対象となる業務																		
	上記以外の業務																		
	休憩、睡眠																		
日	時間	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分																	
月	宿日直許可の対象となる業務																		
	上記以外の業務																		
	休憩、睡眠																		
日	時間	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分																	
月	宿日直許可の対象となる業務																		
	上記以外の業務																		
	休憩、睡眠																		
日	時間	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分																	
月	宿日直許可の対象となる業務																		
	上記以外の業務																		
	休憩、睡眠																		
日	時間	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分																	
月	宿日直許可の対象となる業務																		
	上記以外の業務																		
	休憩、睡眠																		
日	時間	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分																	
月	宿日直許可の対象となる業務																		
	上記以外の業務																		
	休憩、睡眠																		
日	時間	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分																	
月	宿日直許可の対象となる業務																		
	上記以外の業務																		
	休憩、睡眠																		
日	時間	「上記以外の業務」の時間の合計: 時間 分																	

「宿日直勤務実態報告書」記入要領

- 1 記入期間は、任意の1か月間としてください。
- 2 医師、看護師等の職種別にそれぞれ作成し、該当する職種の欄に○印を付してください。（「その他」の場合には、○印のほか、（ ）内にX線技師、薬剤師等の具体的な職種名を記入してください。）
- 3 宿日直勤務を内科系や外科系のように専門部門ごとに行っている場合には、その専門部門ごとに、各職種別に作成してください。また、専門部門名については、内科系、外科系等具体的に記入してください。
- 4 同一の職種で一回の宿日直勤務に複数人が勤務を行っている場合には、任意の1名を選んで作成してください。また、専門部門ごとに宿日直勤務を行っている場合には、専門部門ごとに同様に作成してください。
- 5 「宿日直許可の対象となる業務」とは、緊急の文書又は電話の収受、非常事態に備えての待機、病室の定時巡回、異常患者の医師への報告あるいは少数の要注意患者の定時検脈、検温等特殊の措置を要しない軽度の、又は短時間の業務をいいます。
- 6 「上記以外の業務」とは、突発的な事故による応急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等があり、あるいは医師が看護師等にあらかじめ命じた措置を行わしめる等昼間と同態様の労働に従事することをいいます。
- 7 実際に業務に従事した時間及び休憩、睡眠をとった時間を各項目の該当する箇所に → 線を付してください。
- 8 「時間の合計」欄については、「上記以外の業務」の時間の合計、並びに宿日直勤務については、「休憩、睡眠」の時間の合計及び連続した最長の睡眠時間を記入してください。

(記入例)

職種	医師	看護師	事務員	その他()
○印	○			

医療機関名：○○病院
 専門部門名：外科系

1 宿日勤務(開始時刻:17時00分、終了時刻:9時00分)

		17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00
12月	宿日直許可の対象となる業務		→			→										→		
	上記以外の業務			→			→									→		
1日	休憩、睡眠																	→
	時間の合計	「上記以外の業務」の時間の合計:2時間30分、「休憩、睡眠」の時間の合計:7時間0分(うち連続した最長の睡眠時間:6時間)																

2 日直勤務(開始時刻:9時00分、終了時刻:17時00分)

		8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00
12月	宿日直許可の対象となる業務				→					→								
	上記以外の業務					→					→							
6日	休憩、睡眠																	
	時間の合計	「上記以外の業務」の時間の合計:1時間30分																